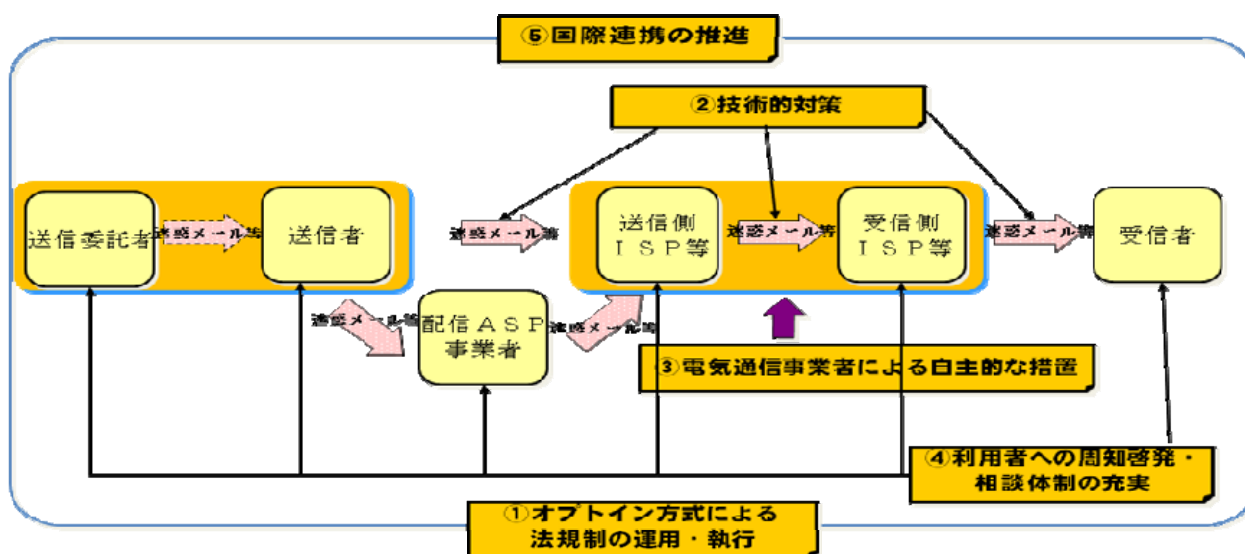


迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会 最終とりまとめ案の概要

1. 総合的な迷惑メール対策の枠組み

- (1) 特定電子メール法平成20年改正
- (2) 最近の迷惑メールの状況等
- (3) 今後の総合的な迷惑メール対策の枠組み
今後の総合的な迷惑メール対策は以下の枠組みにより進めていくことが適切。



2. オプトイン方式による法規制の運用と執行の在り方

- (1) 法規制の意義と必要事項
省令については、法規制の実効性を確保しつつ必要最小限のものとするべき。また、ガイドラインについては、法の施行にあたる総務省において、できる限り解釈を明確化した上で策定・公表すべきであるとともに、推奨ガイドラインについては、関係事業者等の団体においても策定し、遵守を図ることが望ましい。
- (2) 法規制の運用についての具体的内容
省令の制定、ガイドラインの策定にあたって盛り込まれるべき事項
（「特定電子メール」の範囲、「送信者」、「送信委託者」の位置付け、「同意」の取得、オプトイン規制の例外となる「電子メールアドレスの通知」・「取引関係」・「自己の電子メールアドレスの公表」、同意を証する記録、表示義務）
- (3) 法執行の在り方
特定電子メール法の着実な実施のため予算、要員等必要な措置を講じるべき。また、消費者庁発足に伴い、迷惑メール対策についての実効性がさらに向上するよう、総務省と消費者庁との間の適切な連携の在り方を検討していくことが必要。

3．技術的対策の在り方

(1) 技術的対策の意義

技術的対策は、迷惑メールを大幅に抑制できる可能性を持ち、海外発の迷惑メールにも一定の対処が可能。官民協力して国内外での利用を推進することが重要。

(2) 送信ドメイン認証技術の普及促進

改正法も踏まえ、電気通信事業者での一層の活用を期待。そのため、官民協力して、できるだけ多くの送信者がSPFレコードを記述するように取り組むべき。

(3) OP25Bの普及促進

OP25Bは我が国における迷惑メール送信の削減に大きな効果。今後、引き続き、普及の促進を図り、特に、海外での普及を促進していくことが必要。

4．電気通信事業者による自主的な措置の在り方

(1) 電気通信事業者による自主的な措置の意義

約款等に基づく電気通信事業者による利用停止や契約解除等の自主的な措置は、効果が大きく「迷惑メール追放支援プロジェクト」等を引き続き推進していくべき。

(2) 契約者情報に関する虚偽登録等への対応

迷惑メールの送信等の不正な送信を行うために、電子メールアドレスやドメイン名等の契約者情報を虚偽登録等していた者に対して、利用停止や契約解除等の措置を講じていくことが適当。

(3) 迷惑メール対策のための多様なサービスの提供

利用者のニーズを踏まえ、多様なサービスの提供に努めていくことを期待。

(4) 送信制限の着実な実施と問い合わせ窓口等の整備

送信制限の効果は大きく今後も着実に実施していく必要があるが、正当な電子メールの送信を阻害する場合もあり、電気通信事業者側では問い合わせ窓口等を整備し、送信事業者や配信ASP事業者側と建設的な関係を構築することが望ましい。

5．利用者への周知啓発と相談体制の充実の在り方

(1) 利用者への周知啓発の意義

(2) 具体的な周知啓発活動の在り方

政府によるウェブサイト等への関連情報の掲載、「e-ネットキャラバン」等の活用のほか、関係者団体における周知啓発・ガイドラインの策定、電気通信事業者による電子メール利用者への周知等。消費生活センター等への適切な情報提供。

(3) 相談体制の強化

迷惑メール相談センターでは、今後策定されるガイドラインに沿って受信者への助言や、他の利用者への窓口との連携を強化。また、諸外国で導入が始まっているシステム等を参考とし、迷惑メール通報・分析システムを整備し、法執行に役立てるとともに、諸外国の関係機関等に対しても情報提供を行っていくことが必要。

6．国際連携の推進の在り方

(1) 国際連携を推進する意義

海外発の迷惑メールが増加しており、国際的な連携の推進が急務であり、官民が協力して海外との情報交換等を行っていくことが必要。

(2) 政府における国際連携の推進

政府においては、多国間での枠組みにおける情報交換を積極的に行うとともに、執行協力の呼びかけ等を行うことが必要。また、二国間では、外国執行当局に対し、必要な情報提供を行い、迷惑メール送信国での措置を促進することが必要。

(3) 民間における国際連携の推進

民間では、民間国際組織での動向の把握や、我が国で有効な技術的対策の情報等の発信が重要。関係団体はじめ各電気通信事業者自身でも積極的な取組を期待。

7．総合的な迷惑メール対策推進のための体制

総合的な迷惑メール対策として、関係者による取組を有機的に連携させて推進していくための体制を整備することが必要であり、関係省庁、電気通信事業者、送信事業者、広告事業者、配信ASP事業者、セキュリティベンダー、各関係団体、消費者、学識経験者等が参加する枠組みを整備し、迷惑メールに関する問題状況の共有や対策に関する情報共有、関係者による迅速な対応を図っていくことが必要。

特に、総務省は、こうした体制の推進者としての役割を果たしていくことが重要であり、今後も積極的に迷惑メール対策を推進していくことを期待。